

中小企業者等事業継続支援金 申請受付要項 (令和4年1月～4月期分)

中小企業者等事業継続支援金申請受付要項(令和4年1月～4月期分)には、申請要件や注意事項等が記載されていますので、必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1 受付期間

令和4年2月28日(月)から同年6月30日(木)まで

※令和4年5月31日(火)から延長しました。

2 受付方法

(1) 郵送による申請の場合

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

上記以外の方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

(宛先) 〒910-8691 福井中央郵便局留め

福井県 中小企業者等事業継続支援金申請事務局 宛て

※令和4年6月30日(木)の消印有効です。

令和4年7月1日(金)以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

(2) オンライン申請の場合

「福井県中小企業者等事業継続支援金(令和4年1月～4月期分)」のホームページの申請フォームから入力してください。(URL) <https://www.fukui-jigyokeizoku.com>

※創業特例につきましては、郵送のみの申請になりますので、ご了承ください。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

福井県事業継続支援金コールセンター

(電 話) 0776-50-6458

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いいたします。

(受付時間) 午前9時00分から午後5時00分まで(土、日および祝日は除きます。)

4 申請に必要な書類の入手方法(郵送による申請の場合)

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

(1) 「福井県中小企業者等事業継続支援金(令和4年1月～4月期分)」のホームページから

ダウンロード (URL) <https://www.fukui-jigyo-keizoku.com>

(2) 県内各市町、商工会、商工会議所、商工会連合会の窓口

5 中小企業者等事業継続支援金の給付にかかる通知等

- ・申請書類の審査の結果、中小企業者等事業継続支援金を給付する旨を決定したときは、中小企業者等事業継続支援金を給付することで通知に代えますので、必ず中小企業者等事業継続支援金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 フクイケンケイゾクシエンキンジムキョク

- ・給付額は 10万円、20万円または30万円の何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。
- ・中小企業者等事業継続支援金の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、中小企業者等事業継続支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6 中小企業者等事業継続支援金給付額

(1) 月売上が70%以上減少している場合

1事業者あたり30万円

(2) 月売上が50%以上70%未満で減少している場合

1事業者あたり20万円

(3) 月売上が30%以上50%未満で減少している場合

1事業者あたり10万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

※原則、申請は1回限りとなります。ただし、6ページの「中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて」に該当する事業者は追加給付の対象となりますので、必ずご確認ください。

7 申請要件

中小企業者等事業継続支援金の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 中小企業者等事業継続支援金申請受付要項（令和4年1月～4月期分）の内容の全てについて同意していること。
- ② 法人税または所得税の納税地が福井県内であること。
なお、個人事業主については、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしていること。
- ③ 令和4年1月から4月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。
- ④ ③の売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。
- ⑤ 申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。
- ⑥ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有していること。
- ⑦ 中小企業者等事業継続支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑧ 中小企業者等事業継続支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑨ 県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。
- ⑩ 中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、中小企業者等事業継続支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑪ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

※その他詳細な事項については、「中小企業者等事業継続支援金 よくあるご質問」をご確認ください。

8 申請手続き等

(1) 申請書類（郵送による申請の場合）

- ・ 様式1（申請書類チェックリスト）で定める申請書類を、申請書類チェックリストとともに提出してください。 必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・ また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、中小企業者等事業継続支援金の給付までに時間を要することもあります。
- ・ なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 中小企業者等事業継続支援金の給付の決定

- ・ 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは中小企業者等事業継続支援金を給付します。
- ・ 給付額は10万円、20万円または30万円の何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9 不正受給

(1) 不正受給について

- ・ 中小企業者等事業継続支援金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・ 不正受給と判断された場合、受給済の中小企業者等事業継続支援金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および中小企業者等事業継続支援金と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ① 「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 中小企業者等事業継続支援金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず再度申請する。
※この場合、これまでの申請にかかる受給分についても、不正受給と見なします。
- ③ 月間の売上を偽って申請する。
- ④ 売上減少の要因が、自己都合による休業、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によらない業績不振等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものでないにもかかわらず申請する。
- ⑤ 事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ⑥ 中小企業者等事業継続支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ⑦ 中小企業者等事業継続支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑧ 中小企業者等事業継続支援金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10 その他

- ・ 中小企業者等事業継続支援金申請事務局の運営については、県が業者に委託し実施しています。中小企業者等事業継続支援金の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託業者から行いますのでご了承ください。
- ・ 中小企業者等事業継続支援金の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、中小企業者等事業継続支援金の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、中小企業者等事業継続支援金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うこととなります。
- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県事業継続支援金申請事務局（電話番号0776-50-6458）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、中小企業者等事業継続支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、中小企業者等事業継続支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、中小企業者等事業継続支援金を給付しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
- ・ 兼業農家で、農業の売上を事業収入として確定申告している方、また、不動産を所有し、不動産による収益を不動産収入として確定申告している方については、申請要件を全て満たしている場合、中小企業者等事業継続支援金を申請することができますが、身分や給与が法令等により保障されている公務員の方については、中小企業者等事業継続支援金の申請をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて

次の事業者は追加給付の対象となりますので、各場合の手続きについて必ずご確認ください。

令和4年3月28日の制度改正前に申請書類を提出された事業者

- ・福井県事業継続支援金申請事務局（以下「事務局」という）にて提出された申請書類を確認のうえ、申請書類に記載された口座に増額分を追加してお振込みさせていただきます。
- ・特に、追加の書類を提出していただく必要はありません。
- ・お振込みの準備ができ次第、事務局（電話番号0776-50-6458）からお電話にて、追加の給付額をご連絡させていただきます。

申請後に売上減少割合がさらに大きくなる月が発生し、増額対象となる事業者

〔 例）令和4年1月の売上減少割合が30%で申請後に令和4年3月の売上減少割合が70%以上になった場合など 〕

- ・事務局にて事業者ごとに個々の状況を確認する必要がありますので、必ず福井県事業継続支援金コールセンター（以下「コールセンター」という）（電話番号0776-50-6458）までご連絡ください。
- ・コールセンターから追加でご提出していただく書類をご案内させていただきます。
- ・事業者から必要書類のご提出後に、事務局にて再審査のうえ、増額対象となる場合は、申請書類に記載された口座に増額分を追加してお振込みさせていただきます。
- ・お振込みの準備ができ次第、事務局（電話番号0776-50-6458）からお電話にて、追加の給付額をご連絡させていただきます。

※事務局では、各事業者の売上減少割合が把握できないため、事務局から各事業者に対して増額対象となる旨のご連絡はできませんので、ご了承ください。

※追加でご提出していただいた書類が、事業者本人のものであることが特定できない場合は、追加給付の手続きができなくなりますので、ご提出していただいた書類については無効とさせていただきます。必ずコールセンターからご案内していただく書類をご提出ください。

中小企業者等事業継続支援金（令和4年1月～4月期分） 創業特例について

（※申請書の申請日が令和4年3月28日以降のものから適用されます。）

1 概要

令和3年3月2日から令和4年2月28日までに創業した事業者または事業承継により事業を引き継いだ事業者については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として支援金の申請が可能です。

なお、令和4年3月1日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 中小企業者等事業継続支援金受付申請要項（令和4年1月～4月期分）の申請要件で定める「令和4年1月から4月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「2 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「3 提出書類」で定める書類を提出していること。

2 創業特例申請要件

（1）創業日が令和3年3月2日から令和3年11月30日までの事業者（創業区分：①～⑨）

- ・「令和4年1月から4月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和3年12月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から12月までの月数で除した（割った）額」に比べ30%以上減少していること。

（2）創業日が令和3年12月1日から令和4年2月28日までの事業者（創業区分：⑩～⑫）

- ・「創業日が属する月の翌月から令和4年4月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和4年4月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から4月までの月数で除した（割った）額」に比べ30%以上減少していること。

※詳細については次ページの創業区分早見表を確認してください。

※最後のページの比較対象イメージ図を参考にしてください。

創業区分早見表

創業区分	創業日	計算方法
①	R3.3.2～31	R3.4～R3.12 の売上の合計 ÷ 9
②	R3.4.1～30	R3.5～R3.12 の売上の合計 ÷ 8
③	R3.5.1～31	R3.6～R3.12 の売上の合計 ÷ 7
④	R3.6.1～30	R3.7～R3.12 の売上の合計 ÷ 6
⑤	R3.7.1～31	R3.8～R3.12 の売上の合計 ÷ 5
⑥	R3.8.1～31	R3.9～R3.12 の売上の合計 ÷ 4

創業区分	創業日	計算方法
⑦	R3.9.1～30	R3.10～R3.12 の売上の合計 ÷ 3
⑧	R3.10.1～31	R3.11～R3.12 の売上の合計 ÷ 2
⑨	R3.11.1～30	R3.12 の売上の合計 ÷ 1
⑩	R3.12.1～31	R4.1～R4.4 の売上の合計 ÷ 4
⑪	R4.1.1～31	R4.2～R4.4 の売上の合計 ÷ 3
⑫	R4.2.1～28	R4.3～R4.4 の売上の合計 ÷ 2

3 提出書類

- ・創業特例により支援金を申請する場合には、下記書類を必ず提出してください。
- ・なお、下記書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

(1) 法人

- ・税務署に提出した「法人設立届出書」の写し
※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限りです。
- ・「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

(2) 個人事業主

- ・税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し
※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限りです。
- ・「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

【参考】比較対象イメージ図

(1) 創業日が令和3年3月2日から令和3年11月30日までの事業者（創業区分：①～⑨）

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	何れか1か月の売上											

この2つを比較します。

年	令和3年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				創業日の翌月～12月までの月平均の売上								

(2) 創業日が令和3年12月1日から令和4年2月28日までの事業者（創業区分：⑩～⑫）

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～4月までの何れか1か月の売上											

この2つを比較します。

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～4月までの月平均の売上											